

議員提出議案第4号

三朝町議会委員会条例の一部改正について

次のとおり三朝町議会委員会条例の一部を改正することについて、本議会の議決を求める。

令和5年4月28日

提出者 三朝町議会議員 藤井 克孝
賛成者 三朝町議会議員 能見 貞明
賛成者 三朝町議会議員 遠藤 勝太郎
賛成者 三朝町議会議員 松原 成利
賛成者 三朝町議会議員 松原 茂隆

三朝町議会委員会条例の一部を改正する条例

三朝町議会委員会条例（昭和62年三朝町条例第19号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
常任委員会の種類	所管	常任委員会の種類	所管
総務教育常任委員会	会計課、総務課、財政課、 <u>福祉課</u> 及び教育委員会に関する事項並びに他の委員会に属しない事項	総務教育常任委員会	会計課、総務課、財政課、 <u>健康福祉課</u> 及び教育委員会に関する事項並びに他の委員会に属しない事項
産業民生常任委員会	農林課、 <u>企画健康課</u> 、観光交流課、建設水道課、農業委員会及び町民課に関する事項	産業民生常任委員会	農林課、 <u>企画課</u> 、観光交流課、建設水道課、農業委員会及び町民課に関する事項
略		略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。